

# 各務原市 トンネル修繕計画



岩坂トンネル



平成31年3月  
(令和8年1月改訂)  
各務原市

## 目 次

- PAGE -

1. 計画の背景	1
2. 計画の目的	1
3. 施設の現状	2
4. 点検方法と頻度	3
4-1. 定期点検	3
4-2. 点検の記録	3
5. 修繕の基本方針	4
5-1. 健全度判定による対応方針	4
5-2. 修繕の優先順位	4
5-3. 修繕方法の考え方	4
5-4. 修繕の記録	4
6. 計画期間	5
7. 事業費の把握	5
8. 事業スケジュール一覧	5
9. 新技術等の活用について	6

## 1. 計画の背景

高度経済成長期以降の人口増加や行政需要の拡大を背景に、市民の大切な暮らしを支えるインフラ資産が集中的に整備される中、本市が管理するトンネルは昭和 63 年に竣工した岩坂トンネルの 1 箇所のみとなる。本トンネルは関市と各務原市を繋ぐ主要なトンネルであるため、安全で円滑な交通を確保していかなければならない。

このため、計画的な維持管理を関市と実施することにより、限られた予算の中で、トンネルを長期にわたり最適な状態に保つことが必要である。

## 2. 計画の目的

「トンネル修繕計画」は、公共施設等の全体に関する総合的なマネジメントの基本方針として策定された「各務原市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂）」の下位計画として位置づける。

また、本計画は、今後、老朽化するトンネルに対応するため、効果的な維持管理の手法を確立することで、交通車両・歩行者の通行性・安全性を長期間にわたり確保するとともに、修繕に係る費用の縮減（ライフサイクルコストの最小化）を図ることを目的とする。



図-1 計画の位置づけ

### 3. 施設の現状

本市が管理するトンネルは以下のとおりです。



※ (国土地理院地図)

図-2 施設位置図

岩坂トンネル	
供用開始年	昭和 63 年 (1988)
トンネル延長	423.0m
(内各務原市)	209.0m
トンネル分類	矢板工法
トンネル等級	B 等級
道路幅	9.25m
車道幅	7.00m
歩道等幅	2.25m
中央高	6.0m



## 4. 点検方法と頻度

### 4-1. 定期点検

トンネルの定期点検は、関市と協定を結んでいるため、関市主体で点検を行うこととする。点検方法は、近接目視を基本とし、5年に1回行う。

点検における健全度の判定は表-1のとおりとし、判定基準は「岐阜県トンネル点検マニュアル及び各種点検マニュアル」に準拠したものとする。

表-1 健全度判定区分

判定区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講すべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている。又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講すべき状態

### 4-2. 点検の記録

定期点検の結果は、点検年度、健全度判定及び損傷状況を記録した「点検結果記録表」、「点検調査」のデータを保管する。

保管年限は、トンネルが撤去されるまでとする。

## 5. 修繕の基本方針

### 5-1. 健全度判定による対応方針

5年に1回行う定期点検結果をもとに表-2のように対応する。

表-2 健全度判定による対応方針

判定区分		対応
I	健 全	補修を行わない。
II	予防保全段階	損傷状況より補修を検討する。必要に応じて補修を行う。
III	早期措置段階	次回の定期点検までに補修を行う。
IV	緊急措置段階	ただちに通行止めを行い、第三者被害が起こらない措置を講じた後、次回点検までに補修又は撤去・新設を行う。

### 5-2. 修繕の時期

点検結果をもとに、関市と協議・調整を行いながら修繕の時期を決定していくことを基本とする。

### 5-3. 対策内容

点検結果に対する主な対策としては、縦横断目地や直上の滴水の漏水、浮き・ひび割れ・剥離等の変状に対して、漏水対策や剥離防止措置を講じる。

【代表的な損傷事例】



### 5-4. 修繕の記録

修繕を行った結果は、修繕年度、修繕内容を記録した「修繕履歴表」、「修繕内容」「修繕箇所が分かるもの」のデータを保管する。

保管年限は、トンネルが撤去されるまでとする。

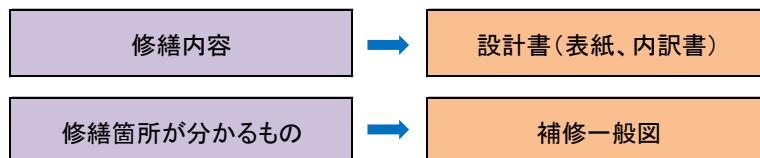


図-3 記録の種類

表-3 修繕履歴表

施設名	施工履歴							
	年度	内容	年度	内容	年度	内容	年度	内容
岩坂トンネル	H16	桶型線導水工	H21	ひび割れ補修工事	H26	左側壁部塗装	H27	照明設備取替
	R4	漏水・剥落対策工						

## 6. 計画期間

定期点検のサイクルは、平成26年度から始まり5年に1回行うことから、1サイクル目は平成26年度～平成30年度、2サイクル目は令和元年度～令和5年度、3サイクル目は令和6年度～令和10年度となる。

本修繕計画では、3サイクル目の5年間を合わせた計画期間とし、令和6年度～令和10年度（5年間）とする。



図-4 点検サイクルと計画期間

## 7. 事業費の把握

計画期間に要する事業費の概算額を算出し、計画的に執行できるようにする。

計画期間内に実施予定の修繕工事、及び点検費用は下記のとおりとする。

- 修繕工事

令和10年度に岩坂トンネルの照明施設修繕工事

修繕内容：照明施設の更新

事業費：30,000千円

- 点検

令和8年度に定期点検を実施予定

事業費：3,500千円

## 8. 事業スケジュール一覧

表-4 スケジュール一覧

(費用の単位：千円)

施設名	項目	R5		R6		R7		R8		R9		R10	
		実施	費用	実施	費用	実施	費用	実施	費用	実施	費用	実施	費用
岩坂トンネル	点検							○	(3,500)				
	設計												
	修繕											○	(30,000)

## **9. 新技術等の活用について**

岩坂トンネルは、供用開始から37年が経過し、今後、劣化が著しく進行し、修繕を要する財政負担も大きくなることから、費用縮減、作業効率化に向け、以下のような方針で新技術を活用する。

### **(1) 新技術活用方針**

今後、点検及び修繕（設計・工事）の各段階において新技術情報提供システム（NETIS）や岐阜県点検支援技術活用の手引きなどを参考に検討を行い、令和15年度までに点検に関して10万円のコスト縮減を目指す。

## **10. 集約化・撤去について**

### **(1) 集約化・撤去方針**

対象となる施設が1箇所に加え、関市と各務原市をつなぐ極めて重要な施設になっており集約化・撤去をした場合の経済的損失が大きいため難しい現状である。

今後、周辺状況の変化、代替路の有無などの現状の交通網を総合的に判断し、施設の集約化・撤去を検討する。